

クレハグループの皆様へ

クレハグループ団体総合生活保険のご案内

いつでも

どこでも

らくらく手続き

インターネットで保険に加入できます!

※利用可能時間は、毎日6:00～翌朝4:00（日曜・祝日含む）となります。

給与引取り
対象者限定

ご自身・ご家族の安心をサポート! 選べる補償

クレハグループ団体総合生活保険

お申込み・詳細についてはこちらから!

らくらくアクセス!

《イーチョイス》

新: ネット募集システム

e-CHOICE

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です!

<http://ezoo.jp/ds4/A0018342406>

上記URLにアクセスし、お見積もりに必要な情報を入力いただくと
すぐに加入手続きができます。

クレハサービスのHPからも
アクセスできます!

インターネット募集期間

2024年5月7日～2024年5月31日

上記募集期間を過ぎてから新規申し込み希望の方は、裏表紙《お問合せ先》までご連絡ください。



スマートフォンでも手続きできます



保険期間 2024年6月25日午後4時～2025年6月25日午後4時まで1年間

収入補償

・所得補償
・団体長期障害所得補償
(GLTD)



介護補償



団体割引

20%

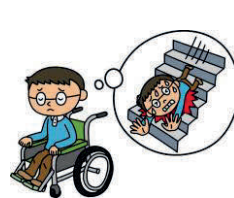
損害率による割引 15% *1

*1 損害率の悪化により、今年度の割引率が減少しています。
割引の詳細は上記URL先のHP内をご確認ください。

携行品



傷害補償



がん補償



医療補償



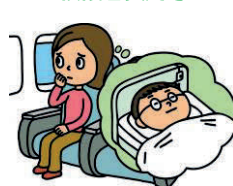
個人賠償責任



ホールインワン・
アルパトロス費用



救護者費用等

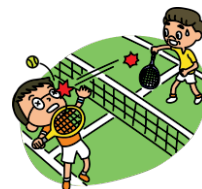


※ご加入方法等の詳細につきましては、「ご加入方法のご案内」と裏表紙をご参照ください。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。上記お手続きサイト内にて「商品改定等のご案内」をご確認ください。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

日常生活補償プラン



傷害補償

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

NEW

【熱中症危険補償特約】 <追加補償>

熱中症になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



【天災危険補償特約】 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



【特定感染症危険補償特約】 <追加補償>

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。*2

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

*2 保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）に対しては、保険金をお支払いしません。



死亡・後遺障害 ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%

※ご加入口数は10口までです。

型		本人型	夫婦型	家族型
タイプ名		FA	KB	KC
天災危険		セット	セット	セット
特定感染症*1		セット	セット	セット
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	260万円	210万円	107万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	1,000円	1,000円	1,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	750円	750円	750円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額		140万円	75万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)		1,000円	750円
	通院保険金日額(1日あたり)		750円	500円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額			75万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)			750円
	通院保険金日額(1日あたり)			500円
保険料(月払)		570円	880円	1,060円

※団体の構成員とご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプおよび口数を選択してください。

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

*1 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します（死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。）。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト内の「補償の説明」をご確認ください。

個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
 - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
 - ・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
 - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



*1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

保険金額・保険料表

※ご加入口数は1口のみです。

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

型	家族型
タイプ名	KX2
保険金額	国内：無制限・国外：1億円
保険料（月払）	160円

携行品

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

- 例えば…
- ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
 - ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。



保険金額・保険料表

※ご加入口数は1口のみです。

保険期間：1年間、
団体割引：20%、
損害率による割引：15%

型	本人型		夫婦型		家族型	
タイプ名	KH3	KH4	KF3	KF4	KK3	KK4
保険金額	30万円	50万円	30万円	50万円	30万円	50万円
免責金額（自己負担額）	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
保険料（月払）	120円	170円	140円	230円	180円	300円

救援者費用等

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。
 - ・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



保険金額・保険料表

※ご加入口数は1口のみです。

保険期間：1年間、
団体割引：20%、
損害率による割引：15%

型	本人型		夫婦型		家族型	
タイプ名	QH1	QH2	QF1	QF2	QK1	QK2
保険金額	200万円	500万円	200万円	500万円	200万円	500万円
保険料（月払）	10円	20円	20円	40円	30円	70円

！ 救援者費用等にご加入の場合は、所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、介護補償、がん補償、医療補償、傷害補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト内の「補償の説明」をご確認ください。

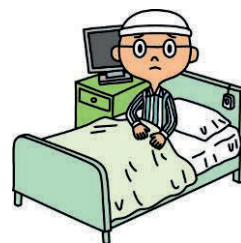


がん補償

がんの治療によって発生する入院費や医療費に備える補償です。

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院された場合等に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



<特長>

■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。

がん診断

がんと診断確定されたときに保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1

*1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません

がん入院・手術

がんで入院（日帰り入院も含みます。）や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。

*1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：15%

型	本人型
性別	男性・女性共通
タイプ名	C
がん診断保険金額	100万円
がん入院保険金日額（1日あたり）	10,000円
がん手術保険金額（手術の種類により）	10万円・20万円・40万円
保険料 （月払）	5～9歳 110円
	10～14歳 170円
	15～19歳 130円
	20～24歳 100円
	25～29歳 180円
	30～34歳 380円
	35～39歳 550円
	40～44歳 790円
	45～49歳 1,150円
	50～54歳 1,630円
	55～59歳 2,520円
	60～64歳 3,810円
	65～69歳 5,350円
	70歳 6,790円

※加入限度口数は3口です。



※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満70歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合については、お手続きサイト内の「補償の説明」をご確認ください。



医療補償

割引が適用された保険料で、あなたやご家族を「病気やケガ」から
お守りする60日型医療補償です。

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
傷害入院 (MS21,MS22タイプ)	ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について60日を限度とします。
傷害手術 (MS21,MS22タイプ)	ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金（一時金）をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%

型			本人型(疾病のみ)		本人型(疾病+傷害)	
タイプ名			MS11	MS12	MS21	MS22
疾病入院保険金日額(1日あたり)			4,000円	8,000円	4,000円	8,000円
疾病手術 保険金額	重大手術*1		16万円	32万円	16万円	32万円
	上記以外 の手術	入院中	4万円	8万円	4万円	8万円
		入院中以外	2万円	4万円	2万円	4万円
放射線治療保険金額			4万円	8万円	4万円	8万円
傷害入院保険金日額(1日あたり)					4,000円	8,000円
傷害手術 保険金額	重大手術*1				16万円	32万円
	上記以外 の手術	入院中			4万円	8万円
		入院中以外			2万円	4万円
総合先進医療基本保険金額			1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
総合先進医療一時金額			10万円	10万円	10万円	10万円
保険料 (月払)	5～9歳		290円	500円	420円	760円
	10～14歳		270円	460円	400円	720円
	15～19歳		300円	510円	430円	770円
	20～24歳		400円	730円	530円	990円
	25～29歳		430円	790円	560円	1,050円
	30～34歳		450円	820円	580円	1,080円
	35～39歳		480円	870円	610円	1,130円
	40～44歳		520円	950円	650円	1,210円
	45～49歳		660円	1,240円	790円	1,500円
	50～54歳		850円	1,610円	980円	1,870円
	55～59歳		1,160円	2,240円	1,290円	2,500円
	60～64歳		1,650円	3,220円	1,780円	3,480円
	65～69歳		2,220円	4,360円	2,350円	4,620円
	70歳		3,010円	5,940円	3,140円	6,200円

※ご加人口数は1口のみです。



※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満5歳以上満70歳以下の方に限ります。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

左記以外のタイプにつきましては
代理店クレハサービスまでご連絡
ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト内の「補償の説明」をご確認ください。

補償ラインナップ（基本補償）

ライフスタイル等に応じて、ご希望の補償を選択してください。

給与サポートプラン



所得補償・

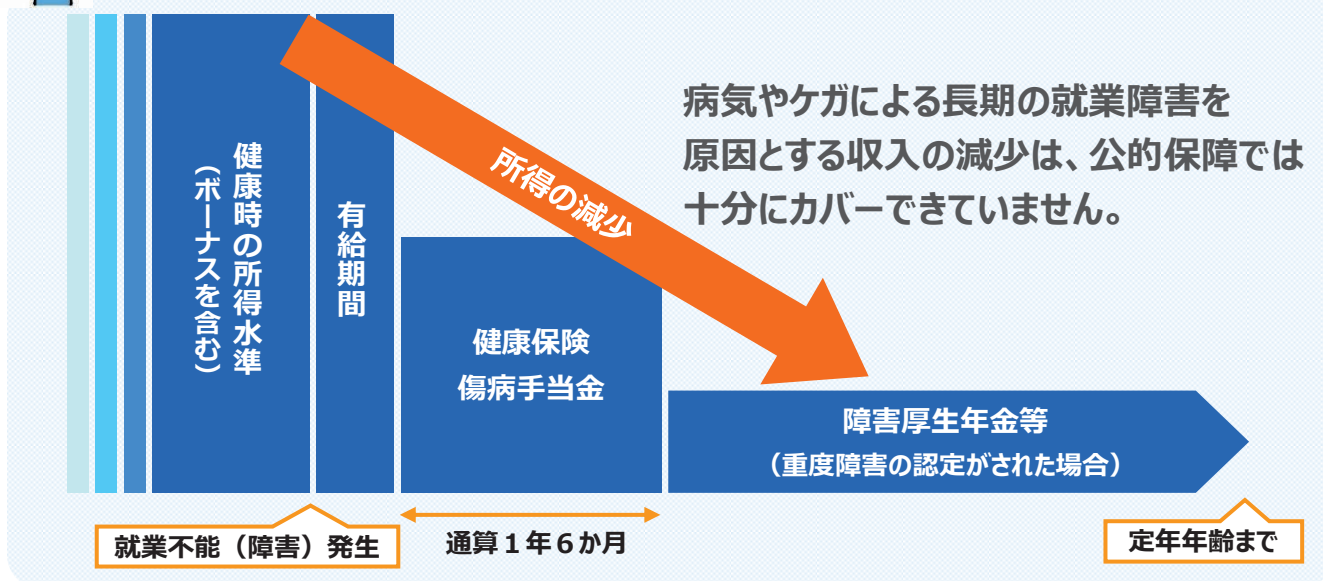


団体長期障害所得補償（GLTD）

就業不能（障害）時の所得の減少に備えて「給与サポートプラン」があると安心です。



病気やケガで長期間の治療が必要になったとき
今の収入はどうなるだろう？



だから

所得の減少を補償する「所得補償」「団体長期障害所得補償（GLTD）」があれば安心です。

就業不能
（障害）発生

クレハグループ給与サポートプランの概要

満65歳の
誕生日まで

所得補償：1口あたり5万円/月 補償

団体長期障害所得補償(GLTD)：1口あたり5万円/月 補償

Aプラン
全期間補償
タイプ

免責
期間
7日

免責期間を除き
◆短期部分（所得補償）
8日目から最長1年間補償
※天災危険、認知症・メンタル疾患、
妊娠障害 なし

免責期間360日（就業障害発生から）
◆長期部分（団体長期障害所得補償）
361日目から最長満65歳の誕生日まで補償〔60歳以上の場合は5年〕
※天災危険、認知症・メンタル疾患〔最長2年間補償〕、
妊娠障害〔女性のみ〕あり

Bプラン
給与サポート
プラン短期

免責
期間
7日

免責期間を除き
◆短期部分（所得補償）
8日目から最長1年間補償
※天災危険、認知症・メンタル疾患、
妊娠障害なし

団体長期障害所得補償は、復職・転職しても、入院・自宅療養の継続や後遺障害によって一定以上の所得喪失が生じる場合には、所得喪失率に応じて補償いたします。

Cプラン
給与サポート
プラン長期

免責期間630日

◆長期部分（団体長期障害所得補償）
631日目から最長満65歳の誕生日まで補償〔60歳以上の場合は5年〕
※天災危険、認知症・メンタル疾患〔最長2年間補償〕、
妊娠障害〔女性のみ〕あり

【所得補償】

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（7日）を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

【団体長期障害所得補償（GLTD）】

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（360日または630日）を超えた場合に、最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします（ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、60歳以上の場合は5年となります。）。さらにメンタルヘルス不調等の精神障害*2や、妊娠に伴う病気やケガ、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合の就業障害も補償します！

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

クレハグループ給与サポートプランの概要(保険金額・保険料(1口あたり))

保険期間: 1年間、団体割引: 20%、損害率による割引: 15%(所得補償のみ)

てん補期間*1: (所得補償) 1年、(団体長期障害所得補償) 満65歳の誕生日まで(60歳~64歳は5年間)

免責期間: (所得補償) Aプラン・Bプラン7日、(団体長期障害所得補償) Aプラン360日、Cプラン630日

Aプラン: 全期間補償タイプ (免責期間7日・満65歳まで補償)

※15歳~19歳の保険料は
お問い合わせください。

Aプラン保険料 (各補償1口あたりの合計保険料)			
性別		男性	女性
保険料 (月払)	20歳~24歳	610円	510円
	25歳~29歳	710円	670円
	30歳~34歳	810円	840円
	35歳~39歳	980円	1,110円
	40歳~44歳	1,360円	1,610円
	45歳~49歳	1,810円	2,150円
	50歳~54歳	2,420円	2,760円
	55歳~59歳	2,760円	2,880円
	60歳~64歳	3,710円	3,560円

所得補償		
型		本人型
タイプ名		S5
てん補期間*1		1年
加入限度口数		10口
保険金額(月額)		5万円
保険料 (月払)	20歳～24歳	270円
	25歳～29歳	350円
	30歳～34歳	420円
	35歳～39歳	490円
	40歳～44歳	620円
	45歳～49歳	730円
	50歳～54歳	860円
	55歳～59歳	980円
60歳～64歳	1,020円	

団体長期障害所得補償			
型		本人型	
性別		男性	女性
タイプ名		CS1	CSF1
妊娠に伴う身体障害補償特約		セット	
加入限度口数		10口	10口
支払基礎所得額(月額)		5万円	5万円
保険料 (月払)	20歳~24歳	340円	240円
	25歳~29歳	360円	320円
	30歳~34歳	390円	420円
	35歳~39歳	490円	620円
	40歳~44歳	740円	990円
	45歳~49歳	1,080円	1,420円
	50歳~54歳	1,560円	1,900円
	55歳~59歳	1,780円	1,900円
	60歳~64歳	2,690円	2,540円

男性の場合はS5とCS1をセット、女性の場合はS5とCSF1をセットでご選択ください。

例) 30歳・男性 各補償4口ご加入の場合
 保険金額・支払基礎所得額: 各補償20万円(月額)
 Aプラン保険料(月払): 810円×4口=3,240円

※団体長期障害所得補償には、天災危険補償特約、認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1: 2年)がセットされています。

Bプラン: 給与サポートプラン短期 (免責期間7日・最長1年間補償)

所得補償		
型		本人型
タイプ名		S5
てん補期間*1		1年
加入限度口数		19口
保険金額(月額)		5万円
保 険 料 (月 払)	20歳～24歳	270円
	25歳～29歳	350円
	30歳～34歳	420円
	35歳～39歳	490円
	40歳～44歳	620円
	45歳～49歳	730円
	50歳～54歳	860円
	55歳～59歳	980円
60歳～64歳	1,020円	



※15歳~19歳の保険料はお問い合わせください。

Cプラン: 給与サポートプラン長期 (免責期間630日・満65歳まで補償)

団体長期障害所得補償			
型		本人型	
性別		男性	女性
タイプ名		CS2	CSF2
妊娠に伴う身体障害補償特約		セット	
加入限度口数		10口	10口
支払基礎所得額(月額)		5万円	5万円
保険料 (月払)	15歳~24歳	330円	230円
	25歳~29歳	350円	300円
	30歳~34歳	370円	400円
	35歳~39歳	460円	590円
	40歳~44歳	690円	940円
	45歳~49歳	1,020円	1,350円
	50歳~54歳	1,440円	1,760円
	55歳~59歳	1,550円	1,660円
	60歳~64歳	2,620円	2,490円

※天災危険補償特約、認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1: 2年)がセットされています。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)、性別(団体長期障害所得補償)によって異なります。

※所得補償の保険金額、団体長期障害所得補償の支払基礎所得額の設定方法は、お手続きサイト内「補償の説明」をご確認ください。



介護補償

大好評！

突然、介護が必要な状態になった場合に
一時金を受け取れる補償です。



保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそ
のご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

補償の型

独自基準追加型 （要介護2）

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態（要介護2用）*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金（一時金）をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態（要介護2用）については、「補償の概要等」をご確認ください。

独自基準追加型とは

【独自基準追加型】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。



公的介護保険は
あるけれど...

介護にかかる
お金は...？

一時費用*1の合計：
平均74万円

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に
必要となる主な費用の目安
（自費で購入等した場合）

車いす

■自走式 ... 6～19万円
■電動式 ... 30～50万円

階段昇降機

■いす式直線階段用
..... 50万円～
※工事費別途

特殊寝台（介護ベッド）

■15～50万円
※機能により金額は異なる

手すり

■廊下・階段・浴室等 ... 1万円～
※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）

ポータブルトイレ

■水洗式 1～4万円
■シャワー式 ... 10～25万円

移動用リフト

■据置式 ... 20～50万円
■レール走行式 ... 50万円～
※工事費別途

【出典】（公財）生命保険文化センター
「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト内の「補償の説明」をご確認ください。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。



[公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について]

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	
補償の型	独自基準追加型（要介護2）	
タイプ名	N1	N3
介護補償保険金額	100万円	300万円
保険料（月払）	5～9歳	10円
	10～14歳	10円
	15～19歳	10円
	20～24歳	10円
	25～29歳	10円
	30～34歳	10円
	35～39歳	30円
	40～44歳	50円
	45～49歳	60円

型	本人型	
補償の型	独自基準追加型（要介護2）	
タイプ名	N1	N3
介護補償保険金額	100万円	300万円
保険料（月払）	50～54歳	90円
	55～59歳	120円
	60～64歳	270円
	65～69歳	550円
	70～74歳	1,220円
	75～79歳	2,800円
	80～84歳	5,300円
		15,890円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満5歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

ゴルフ中補償プラン

安心してゴルフを楽しんでいただくためのプランです。



傷害補償

ゴルフ中等限定 【ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば… スイングした拍子に転んだときのケガ



死亡・後遺障害

ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



個人賠償責任

ゴルフ中等限定 【ゴルフ賠償責任補償特約セット】

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば… ・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。

・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



携行品

ゴルフ用品限定 【ゴルフ用品補償特約セット】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りま。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書（同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したこと証明およびゴルフ場の証明または映像等）をご提出いただきます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】セルフプレーは同伴キャディがいいため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。



ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、介護補償、がん補償、医療補償、傷害補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、お手続きサイト内の「補償の説明」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%

※ご加入口数は1口のみです。



傷害補償

ゴルフ中等限定

型	本人型			
タイプ名	G1	G3	G4	G5
死亡・後遺障害保険金額	600万円	1,000万円	1,640万円	1,700万円
入院保険金日額*1(1日あたり)	5,500円	9,000円	12,000円	15,000円
通院保険金日額(1日あたり)	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
保険料(月払)	30円	40円	60円	70円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



個人賠償責任

ゴルフ中等限定

型	本人型
タイプ名	GX1
保険金額	国内：無制限・国外：1億円
保険料(月払)	60円



携行品

ゴルフ用品限定

型	本人型			
タイプ名	GK1	GK2	GK3	GK4
保険金額	10万円	20万円	30万円	50万円
免責金額(自己負担額)	0円	0円	0円	0円
保険料(月払)	60円	100円	150円	220円



ホールインワン・アルバトロス費用

型	本人型			
タイプ名	GH1	GH2	GH3	GH4
保険金額	20万円	30万円	50万円	100万円
保険料(月払)	140円	210円	340円	690円

※ホールインワン・アルバトロス費用につきましては、夫婦型・家族型もございます。お気軽にお問い合わせください。

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

		本人型	家族型補償（本人型以外）	
			傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 株式会社クレハおよびその系列会社の役員・従業員		○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○	○
	①の方と同居されているご親族	○	×	○

※保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。

※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、救援者費用等をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。

（1）傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

（2）がん補償、医療補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（2）親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

（3）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合



受付時間： 午前9時～午後9時
（日祝を除く）

☎ 0120-783-503

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

・認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：・緊急連絡ステッカー：午前9時～午後5時
・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く
☎0120-775-677
・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
☎0120-002-531
・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
☎0120-801-276

搜索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、（一社）セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【搜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、（一社）セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「搜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「搜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android

iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

この目でみまもりあえる街を。
みまもりあい
プロジェクト

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

（株）NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といえます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。^{*1}

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。ただし、所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償に加入される場合で、保険の対象となる方（被保険者）を団体構成員と別居の子供、両親、兄弟とするときには、ご本人による告知が必要な場合があります。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**場合があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしく
お願いします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、お手続きサイト等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入方法のご案内

インターネット募集期間 2024年5月7日～2024年5月31日

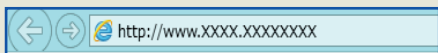
保険期間 2024年6月25日午後4時～2025年6月25日午後4時まで1年間

※裏表紙とあわせてご確認ください。

<http://ezoo.jp/ds4/A0018342406> に今すぐアクセス！

ご新規の場合

①上記URLにアクセスします。スマートフォンは表紙のQRコードから「お手続きサイト」にアクセスできます。



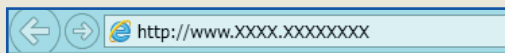
②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

③「お手続きはこちらから」をクリックします。



既にご加入済みの場合

①上記URLにアクセスします。スマートフォンは表紙のQRコードから「お手続きサイト」にアクセスできます。



②「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。

③メールアドレスを登録します。

④ ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。ID案内メールのURLをクリックします。

ID案内メール URL: https://... ログインID: 000	PW案内メール パスワード: 000
---	------------------------------

⑤お手続きサイトにログインします。パスワード発行メールのパスワードを入力します。

⑥「お手続きはこちらから」をクリックします。



* 画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

ドメイン指定(受信拒否設定)を行っている場合は、必ず「@tmnf.jp」からのメールを受信可能に設定してください。設定しない場合、パスワードなどのご連絡メールをお届けできない場合があります。

自動更新の方は、お手続き不要です。

ただし、ご加入内容等にご変更がある場合は、上記記載のURLからお手続きをお願いいたします。(住所の確認をお願いいたします。)(なお、疾病保険関連につきましては、更新時の保険料が年齢等により変更になったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがあります。)

必ずお読みください

2024 年 5 月 7 日

団体総合生活保険の
2024年4月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					
①傷害補償	②団体長期障害 所得補償(GLTD)	③医療補償	④がん補償	⑤介護補償	⑥賠償・財産・費用に関する 補償

変 更 す る 補 償						改 定 項 目	概 要
①	②	③	④	⑤	⑥		
○						「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更	現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。 なお、2023 年 5 月 8 日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、従来より補償対象外です。) (*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。) (*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り。)

変更する補償						改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥		
	○	○	○			「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 <対象特約> がん補償基本特約、医療補償基本特約・三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)、団体長期障害所得補償基本特約・治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)
				○		保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
				○		健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
				○		付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
				○		「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいたの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ●補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ●補償対象外とする機器(*1): ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機 <対象特約> 携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約(*2)、住宅外等追加補償特約(*2) (*1)携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。 (*2)タブレット端末については、従来と同様、自発的通信機能を有しない場合のみ補償対象となります。
				○		「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 <対象特約> 携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約

このご案内は、2024 年 4 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

熱中症危険補償特約の追加付帯のご案内

現在、傷害補償(日常生活全般プラン)にご加入の方

熱中症危険補償特約の追加により、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。特約の追加により、保険料が引き上げとなります。

2024 年 3 月作成 23TX-004806

保険期間	2024年6月25日午後4時から2025年6月25日午後4時まで1年間
募集期間	2024年5月7日から2024年5月31日まで
保険料払込方法	毎月の給与より引き去ります（8月給与より引去開始）。
加入方法	<u>前年同等プランで更新される方</u> 「お手続きサイト」や今年度の募集チラシ等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（「お手続きサイト」でのお手続き等）は不要です（自動更新になります。）。 <u>新規ご加入の方、変更を希望される方</u> 表紙記載の「お手続きサイト」の必要事項を入力してお手続きください。 「お手続きサイト」にて 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください

この保険は、株式会社クレハを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社クレハが有します。
＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または
保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集チラシ等に記載の補償内容・保険料等にて、保
険会社に保険契約を申し込みます。

【加入者票到着後の内容確認をお願いいたします】

加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご
加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、チラシおよび更
新のご案内等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があり
ましたら、チラシ等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、チラシ等にはご加入上の大切な
ことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご
利用ください。

《お問い合わせ先・事故時の連絡先》

- ◇**代理店：** クレハサービス株式会社（受付時間：平日 9：00～17：00）
【本社 保険部】〒103-8552 東京都中央区日本橋浜町3-3-2 TEL：03-3249-4611
【いわき保険部】〒974-8232 福島県いわき市錦町落合135 TEL：0246-63-4244
【北関東出張所】〒311-3493 茨城県小美玉市上玉里2221 TEL：0299-27-1777
- ◇**保険会社：** 東京海上日動火災保険株式会社 化学産業営業部 営業第一室
事故受付センター ☎0120-720-110（受付時間：24時間365日）
（東京海上日動あんしん110番）

※このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入（同じ内容で更新する場合を含みます。）にあたっては、
必ずお手続きサイト内に記載の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。
※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。